

『トリプル カレンシー・デポジット JPY-GBP/AUD』
(円建て 通貨交換特約付ストラクチャード預金)商品説明書
(本書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です。)
この書面をよくお読み下さい。

- ・ 本預金は、イギリスポンド／円(以下「GBP/JPYレート」)およびオーストラリアドル／円(「AUD/JPYレート」)の為替レート(それぞれ1イギリスポンド(以下「GBP」)、1オーストラリアドル(以下「AUD」)あたりの円貨額で表示します)の推移によって、元本の満期償還通貨が決定される、満期の定めのある預金です。
- ・ 本預金は日本円でお預入れいただきますが、本預金の元本は、日本円のまま、または、代替通貨(GBPもしくはAUD)のうちいずれかの通貨に転換のうえ、満期償還されます。
- ・ 本預金の元本が代替通貨建てで満期償還される場合には、預入時に決定される為替レートで代替通貨に転換されるため、代替通貨建ての満期償還金を、満期時点の市場実勢為替レートで日本円に換算した場合に元本割れするリスクがあります。
- ・ 本預金の中途解約は原則としてできません。当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合、元本が大幅に毀損しての中途解約となる可能性があります。
- ・ 当行の預金は、預金保険の対象外です。

【通貨交換特約について】

- ・ 本預金は日本円建てでお預入れいただきますが、本預金には、満期日の2営業日前(以下「通貨交換特約判定日」)の市場実勢 GBP/JPY レートおよび AUD/JPY レートの水準によって、本預金の元本の満期償還通貨を、日本円または代替通貨(GBP もしくは AUD)のいずれとするかを、当行が決定することができる特約(以下「通貨交換特約」)が付されています。このため、本預金の預入時において、本預金の元本の満期償還通貨は確定していませんのでご注意ください。
- ・ 本預金の元本が代替通貨建てで満期償還される場合に適用される為替レート(以下「ストライク・レート」)は、各代替通貨について、預金開始日(預入日)の2営業日前の日(以下「条件設定日」)に決定します。
- ・ 通貨交換特約判定日の市場実勢 GBP/JPY レートおよび AUD/JPY レートが、代替通貨の双方について、ストライク・レートよりも円安(代替通貨高)水準である場合には、本預金の元本を日本円で満期償還します。
- ・ 通貨交換特約判定日の市場実勢 GBP/JPY レートおよび AUD/JPY レートが、いずれか一方の代替通貨についてのみ、ストライク・レートと同値またはこれよりも円高(代替通貨安)水準である場合には、本預金の元本を当該代替通貨建てで満期償還します。
- ・ 通貨交換特約判定日の市場実勢 GBP/JPY レートおよび AUD/JPY レートが、代替通貨の双方について、ストライク・レートと同値またはこれよりも円高(代替通貨安)水準である場合には、当該各実勢為替レートについてストライク・レートから乖離している割合(以下「乖離率」)を算出し、本預金の元本を乖離率の大きい方の代替通貨建てで満期償還します。

次頁に続きます

【為替リスクについて】

- ・ 通貨交換特約判定日の判定結果に基づき、本預金の元本が代替通貨建てで満期償還される場合、本預金の元本は、通貨交換特約判定日における市場実勢為替レートに比べてお客様にとって不利な条件となるストライク・レート(通貨交換特約判定日の市場実勢為替レートと比べると円安(代替通貨高)水準の為替レート)が適用されて、代替通貨に交換されます(通貨交換特約判定日または満期日の市場実勢為替レートではありませんのでご注意ください)。
- ・ 代替通貨建て満期償還金を、満期時の市場実勢為替レートで日本円に換算した場合には、当初預入金額を下回る(元本割れする)リスクがあります。
- ・ 通貨交換特約判定日の判定結果に基づき、本預金の元本が日本円で満期償還される場合、当初預入時にいずれかの代替通貨建ての預金として預入っていた場合に得られる可能性があった為替差益を得ることはできません。

【中途解約等】

- ・ 本預金のキャンセル期間の終了以降は、預金開始日(預入日)前であっても、本預金の申込み取消しおよび中途解約は原則としてできません。
- ・ 当行がやむを得ないものと認めてキャンセル期間の終了後の申込み取消しまたは中途解約に応じる場合、本預金の利率はゼロ(0)%となります。また、当行所定の計算式を適用して算出した中途解約損害金をお支払いいただくことがあります。この結果、本預金の元本が大幅に毀損しての申込み取消しまたは中途解約となる可能性があります。

【手数料】

- ・ 本預金の設定には手数料はかかりませんが、本預金の満期償還通貨が代替通貨(GBPまたはAUD)となった場合、当該代替通貨で償還された元本相当額を日本円に転換するには、当行所定の外国為替手数料がかかります。

➤ 商号・住所、お問い合わせ先

香港上海銀行 東京都中央区日本橋3丁目11番1号 HSBCビルディング

(日本における登記上の商号:ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド)

店頭または HSBC プレミア コールセンター (日本語 0120-777-369)までお問い合わせください。

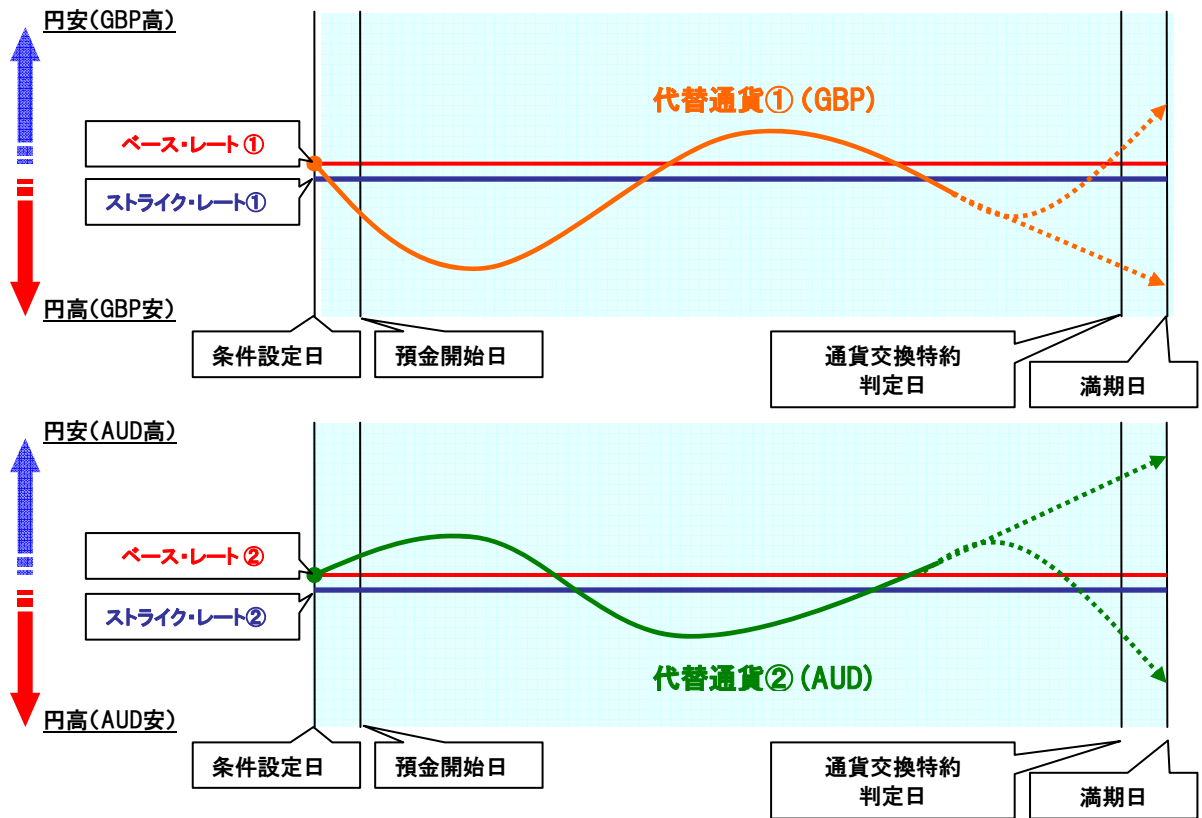
次頁に続きます

商品名	『トリプル カレンシー・デポジット JPY-GBP/AUD』(円建て 通貨交換特約付ストラクチャード預金)
預入通貨	日本円(JPY)
代替通貨①	イギリスポンド(GBP)
代替通貨②	オーストラリアドル(AUD)
販売対象	日本に居住する HSBC プレミア・アカウントをお持ちの個人のお客様 (当行が適合性があると判断するお客様に限ります)

商品概要

▶ 本預金は通貨交換特約が付された仕組預金です。

- 本預金の元本は、通貨交換特約により、日本円(預入通貨)のまま、または GBP(代替通貨①)もしくは AUD(代替通貨②)のいずれかに交換のうえ、満期償還されます。



通貨交換特約判定日東京時間午後3時における円(預入通貨)と代替通貨①および代替通貨②の市場実勢為替レートが、

- (1) 代替通貨①および代替通貨②が共にストライク・レート①およびストライク・レート②よりも円安(代替通貨高)水準の場合
⇒円(預入通貨)建てで満期償還
- (2) 代替通貨①または代替通貨②のいずれか一方がストライク・レート①またはストライク・レート②と同値またはこれよりも円高(代替通貨安)水準の場合
⇒当該代替通貨(GBPまたはAUD)建てで満期償還
- (3) 代替通貨①および代替通貨②が共にストライク・レート①およびストライク・レート②と同値またはこれよりも円高(代替通貨安)水準の場合
⇒ストライク・レートから円高(代替通貨安)方向への乖離率※が最も大きい代替通貨(GBPまたはAUD)建てで満期償還

※ 通貨交換特約判定日東京時間午後3時の市場実勢GBP/JPYレートおよびAUD/JPYレートについて、それぞれストライク・レート①およびストライク・レート②から円高(代替通貨安)方向への乖離率が同率の場合、当行の判断により、満期償還通貨をGBPとするかAUDとするかを決定します。

- 通貨交換特約日の判定結果に基づき、本預金の元本が GBP 建てで償還される場合は、本預金の条件設定時に当行が決定する GBP/JPY レート(以下「ストライク・レート①」)にて、本預金の元本を GBP に交換のうえ、満期償還します。
- 通貨交換特約日の判定結果に基づき、本預金の元本が AUD 建てで償還される場合は、本預金の条件設定時に当行が決定する AUD/JPY レート(以下「ストライク・レート②」)にて、本預金の元本を AUD に交換のうえ、満期償還します。

次頁に続きます

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本預金の利息は、別途交付する『リスク確認書兼お申込書』に記載する適用利率により計算され、本預金の元本の満期償還通貨がどの通貨であるかにかかわらず、日本円(預入通貨)建てで満期日(兼利払日)に支払われます。 ➢ お申込金額が一口1億円未満の本預金は、募集期間限定型のお取扱いとなります。 <ul style="list-style-type: none"> ● 募集期間中の市場環境の変化・応募状況等により、当行の判断で本預金の設定を中止することがあります。 ● お申込み以後、預金開始日(預入日)までの間、お申込金額はお客様の円普通預金口座に留保され、この資金はお引出し、その他お取引にご利用いただけません。 ● お申込み以後でも、当行所定のキャンセル期間中に限り、当行国内支店窓口(HSBC プレミア・センター)もしくは HSBC プレミア コールセンターにお申出いただくことにより、本預金のお申込みの取消しが可能です。 ➢ 本預金は原則として中途解約することができません。 <ul style="list-style-type: none"> ● 当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合、預金開始日(預入日)以降、中途解約日までの期間の本預金の適用利率はゼロ(0)%となります。また、当行所定の計算式を適用して算出した中途解約損害金をお支払いいただくことがあります。この結果、元本が大幅に毀損しての中途解約となる可能性があります。 ● キャンセル期間の終了以降は、預金開始日(預入日)前であっても、お申込みの取消しは、原則としてできません。当行がやむを得ないものと認めてお申込みの取消しに応じる場合は、中途解約の取扱いとなり、当行所定の計算式を適用して算出した中途解約損害金をお支払いいただくことにより、お客様の受取り金額はお申込金額を大幅に下回る可能性があります。 																			
預入れ	(1)最低預入額	100万円																		
	(2)預入単位	1円																		
	(3)預入方法	当行国内支店窓口(HSBC プレミア・センター)																		
預入期間	1年以内(実際の預入期間は、別途お渡する『リスク確認書兼お申込書』にてご確認ください。)																			
手数料	<p>本預金の設定には手数料がかかりません。</p> <p>※ ただし、満期償還時に代替通貨(GBPまたはAUD)で償還された場合の本預金の元本相当額を、日本円(預入通貨)に交換するには、当行所定の外国為替手数料がかかります。各代替通貨を日本円(預入通貨)に交換する場合の為替手数料は、以下の外国為替手数料一覧表をご参照ください。</p> <p>(外国為替手数料 GBPを円に交換する場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">Tier 1</td> <td style="width: 50%;">お取引金額が GBP 5,000 未満</td> <td style="width: 30%;">片道 4.00円</td> </tr> <tr> <td>Tier 2</td> <td>お取引金額が GBP 5,000 以上</td> <td>片道 1.60円</td> </tr> <tr> <td>Tier 3</td> <td>お取引金額が GBP 50,000 以上</td> <td>片道 0.80円</td> </tr> </table> <p>(外国為替手数料 AUDを円に交換する場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">Tier 1</td> <td style="width: 50%;">お取引金額が AUD 10,000 未満</td> <td style="width: 30%;">片道 2.00円</td> </tr> <tr> <td>Tier 2</td> <td>お取引金額が AUD 10,000 以上</td> <td>片道 0.80円</td> </tr> <tr> <td>Tier 3</td> <td>お取引金額が AUD 100,000 以上</td> <td>片道 0.40円</td> </tr> </table>		Tier 1	お取引金額が GBP 5,000 未満	片道 4.00円	Tier 2	お取引金額が GBP 5,000 以上	片道 1.60円	Tier 3	お取引金額が GBP 50,000 以上	片道 0.80円	Tier 1	お取引金額が AUD 10,000 未満	片道 2.00円	Tier 2	お取引金額が AUD 10,000 以上	片道 0.80円	Tier 3	お取引金額が AUD 100,000 以上	片道 0.40円
Tier 1	お取引金額が GBP 5,000 未満	片道 4.00円																		
Tier 2	お取引金額が GBP 5,000 以上	片道 1.60円																		
Tier 3	お取引金額が GBP 50,000 以上	片道 0.80円																		
Tier 1	お取引金額が AUD 10,000 未満	片道 2.00円																		
Tier 2	お取引金額が AUD 10,000 以上	片道 0.80円																		
Tier 3	お取引金額が AUD 100,000 以上	片道 0.40円																		
利息	(1)適用利率	本預金の適用利率は、別途交付する『リスク確認書兼お申込書』に記載する利率が適用されます。																		
	(2)利払方法	通貨交換特約の判定結果にかかわらず、上記(1)の適用利率で計算された利息を、満期日(兼利払日)に日本円(預入通貨)建てで HSBC プレミア・アカウントの円普通預金口座へ入金します。																		
	(3)利息計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算します。																		
お申込み方法	<p>① お申込金額が一口1億円以上の場合、都度設定の預金のお申込みが可能です。 ※詳しくは当行国内支店窓口(HSBC プレミア・センター)またはリレーションシップ・マネジャーまでお問い合わせ下さい。 ※都度設定の預金のお申込みは、お申込み以降、原則として取消しできません。</p> <p>② お申込金額が一口1億円未満の場合、募集期間限定型預金のお取扱いとなります。この場合、別途交付する『リスク確認書兼お申込書』に記載するお申込み日程にてお申込みいただけます。ただし、市場環境の変化・応募状況等により、当行の判断で本預金の設定を中止することがあります。募集期間限定</p>																			

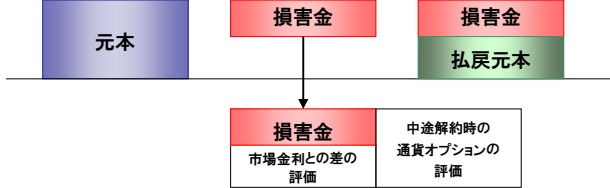
次頁に続きます

	型のお申込みの場合、当行所定のキャンセル期間中に限り、お申込みの取消しが可能です。 ※お申込み以降、預金開始日(預入日)までの間、お申込金額はお客様の円普通預金口座に留保され、この資金はお引き出し、その他お取引にご利用いただけません。																				
本預金の詳細条件および条件設定日(契約成立日)	<ul style="list-style-type: none"> 本預金の詳細条件のうち、ストライク・レートについては、条件設定日(原則として募集期間最終日と同日)の東京時間午後2時に、当行がその時点の市場実勢為替レートを基準として決定し、その後郵送する契約締結時交付書面(お取引報告書)によりお知らせします。 本預金のその他の詳細条件は、別途交付する『リスク確認書兼お申込書』に記載するほか、契約締結時交付書面(お取引報告書)にも記載してお知らせします。 																				
預金開始日(預入日)	条件設定日の2営業日後を預金開始日(預入日)とします。																				
通貨交換特約	通貨交換特約の概要	<ul style="list-style-type: none"> 通貨交換特約判定日東京時間午後3時における市場実勢 GBP/JPY レートおよび AUD/JPY レートとして当行が決定する各為替レートと、ストライク・レート①およびストライク・レート②との関係に応じて、当行は、本預金の元本の満期償還通貨を決定します。 当行は、本預金の元本の満期償還通貨を次の方法により決定します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ストライク・レート①と通貨交換特約判定日の市場実勢GBP/JPYレートの比較結果</th> <th>ストライク・レート②と通貨交換特約判定日の市場実勢AUD/JPYレートの比較結果</th> <th>満期償還通貨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場実勢GBP/JPYレートがストライク・レート①よりも円安(GBP高)水準</td> <td>市場実勢AUD/JPYレートがストライク・レート②よりも円安(AUD高)水準</td> <td>JPY(預入通貨)</td> </tr> <tr> <td>市場実勢GBP/JPYレートがストライク・レート①と同値あるいは同レートよりも円高(GBP安)水準</td> <td>市場実勢AUD/JPYレートがストライク・レート②よりも円安(AUD高)水準</td> <td>GBP(代替通貨①)</td> </tr> <tr> <td>市場実勢GBP/JPYレートがストライク・レート①よりも円安(GBP高)水準</td> <td>市場実勢AUD/JPYレートがストライク・レート②と同値あるいは同レートよりも円高(AUD安)水準</td> <td>AUD(代替通貨②)</td> </tr> <tr> <td>市場実勢GBP/JPYレートがストライク・レート①と同値あるいは同レートよりも円高(GBP安)水準</td> <td>市場実勢AUD/JPYレートがストライク・レート②と同値あるいは同レートよりも円高(AUD安)水準</td> <td>下記記載の方法により償還通貨を決定します。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 通貨交換特約判定日東京時間午後3時における、市場実勢 GBP/JPY レートとストライク・レート①および市場実勢 AUD/JPY レートとストライク・レート②とを比較し、共にストライク・レート①およびストライク・レート②と同値またはこれよりも円高(代替通貨安)水準の場合、下記記載の方法により、乖離率①および乖離率②を算出し、本預金の元本を乖離率の大きい方の代替通貨建てで満期償還します。 通貨交換特約判定日東京時間午後3時における、市場実勢 GBP/JPY レートのストライク・レート①からの乖離率(以下「乖離率①」)、および市場実勢 AUD/JPY レートのストライク・レート②からの乖離率(以下「乖離率②」)は、下記の計算方法により算出します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>乖離率①</th> <th>乖離率②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$\frac{\text{「ストライク・レート①」} - \text{「GBP/JPYレート」}}{\text{「ストライク・レート①」}}$</td> <td>$\frac{\text{「ストライク・レート②」} - \text{「AUD/JPYレート」}}{\text{「ストライク・レート②」}}$</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 乖離率①および乖離率②が同率の場合、当行がその判断により償還通貨を決定します。 	ストライク・レート①と通貨交換特約判定日の市場実勢GBP/JPYレートの比較結果	ストライク・レート②と通貨交換特約判定日の市場実勢AUD/JPYレートの比較結果	満期償還通貨	市場実勢GBP/JPYレートがストライク・レート①よりも円安(GBP高)水準	市場実勢AUD/JPYレートがストライク・レート②よりも円安(AUD高)水準	JPY(預入通貨)	市場実勢GBP/JPYレートがストライク・レート①と同値あるいは同レートよりも円高(GBP安)水準	市場実勢AUD/JPYレートがストライク・レート②よりも円安(AUD高)水準	GBP(代替通貨①)	市場実勢GBP/JPYレートがストライク・レート①よりも円安(GBP高)水準	市場実勢AUD/JPYレートがストライク・レート②と同値あるいは同レートよりも円高(AUD安)水準	AUD(代替通貨②)	市場実勢GBP/JPYレートがストライク・レート①と同値あるいは同レートよりも円高(GBP安)水準	市場実勢AUD/JPYレートがストライク・レート②と同値あるいは同レートよりも円高(AUD安)水準	下記記載の方法により償還通貨を決定します。	乖離率①	乖離率②	$\frac{\text{「ストライク・レート①」} - \text{「GBP/JPYレート」}}{\text{「ストライク・レート①」}}$	$\frac{\text{「ストライク・レート②」} - \text{「AUD/JPYレート」}}{\text{「ストライク・レート②」}}$
ストライク・レート①と通貨交換特約判定日の市場実勢GBP/JPYレートの比較結果	ストライク・レート②と通貨交換特約判定日の市場実勢AUD/JPYレートの比較結果	満期償還通貨																			
市場実勢GBP/JPYレートがストライク・レート①よりも円安(GBP高)水準	市場実勢AUD/JPYレートがストライク・レート②よりも円安(AUD高)水準	JPY(預入通貨)																			
市場実勢GBP/JPYレートがストライク・レート①と同値あるいは同レートよりも円高(GBP安)水準	市場実勢AUD/JPYレートがストライク・レート②よりも円安(AUD高)水準	GBP(代替通貨①)																			
市場実勢GBP/JPYレートがストライク・レート①よりも円安(GBP高)水準	市場実勢AUD/JPYレートがストライク・レート②と同値あるいは同レートよりも円高(AUD安)水準	AUD(代替通貨②)																			
市場実勢GBP/JPYレートがストライク・レート①と同値あるいは同レートよりも円高(GBP安)水準	市場実勢AUD/JPYレートがストライク・レート②と同値あるいは同レートよりも円高(AUD安)水準	下記記載の方法により償還通貨を決定します。																			
乖離率①	乖離率②																				
$\frac{\text{「ストライク・レート①」} - \text{「GBP/JPYレート」}}{\text{「ストライク・レート①」}}$	$\frac{\text{「ストライク・レート②」} - \text{「AUD/JPYレート」}}{\text{「ストライク・レート②」}}$																				

(2009年6月15日現在)

	<p>ストライク・レート</p> <p>ベース・レート</p> <p>通貨交換特約判定日</p>	<ul style="list-style-type: none">➢ 各代替通貨について、次に記載するベース・レートから、一定水準の円高(代替通貨安)水準に設定されたGBP/JPYレート(以下「ストライク・レート①」)およびAUD/JPYレート(以下「ストライク・レート②」)を、本預金における「ストライク・レート」とします。 ※ ベース・レートとストライク・レートとの間のレート幅(ストライク・レートがベース・レートよりどれだけ円高(代替通貨安)の水準で設定されるか)は、別途お渡しする『リスク確認書兼お申込書』にてご確認下さい。 ※ 実際のストライク・レートは、条件設定日以降に郵送にて交付する契約締結時交付書面(お取引報告書)にてご確認下さい。➢ 通貨交換特約の判定結果に基づき、本預金の元本が GBP(代替通貨①)建てで満期償還される場合には、本預金の元本は、ストライク・レート①で GBP(代替通貨①)に交換されて、満期償還されます。➢ 通貨交換特約の判定結果に基づき、本預金の元本が AUD(代替通貨②)建てで満期償還される場合には、本預金の元本は、ストライク・レート②で AUD(代替通貨②)に交換されて、満期償還されます。 ※ 本預金の元本が、代替通貨建てで満期償還される際に適用されることとなるストライク・レートは、満期償還時の市場実勢為替レートから大きく乖離している可能性があります。 <ul style="list-style-type: none">➢ 条件設定日東京時間午後 2 時における、日本円(預入通貨)と各代替通貨(GBPおよびAUD)の市場実勢為替レートとして当行が決定する為替レート(GBP/JPYレートおよびAUD/JPYレート)を、本預金における「ベース・レート」とします。 ※ 実際のベース・レートは、条件設定日以降に郵送にて交付する契約締結時交付書面(お取引報告書)にてご確認下さい。 <ul style="list-style-type: none">➢ 通貨交換特約判定日は原則として、満期日の 2 営業日前の日です。実際の通貨交換特約判定日は別途交付する「リスク確認書兼お申込書」にてご確認下さい。
払戻方法		<ul style="list-style-type: none">➢ 通貨交換特約に基づき、本預金の元本が日本円(預入通貨)建てで償還される場合、本預金の元本および利息は、満期日(兼利払日)に HSBC プレミア・アカウントの円普通預金口座に入金する方法により、払戻します(自動継続のお取扱いはありません)。➢ 通貨交換特約に基づき、本預金の元本が代替通貨建てで償還される場合、本預金の元本および利息についてはそれぞれ、下記の方法により満期日(兼利払日)に払戻します(自動継続のお取扱いはありません)。<ul style="list-style-type: none">①利息の支払い 本預金の利息は、日本円(預入通貨)建てで、HSBC プレミア・アカウントの円普通預金口座へ入金します。②元本の払戻し 通貨交換特約判定日における判定結果に基づき、本預金の元本は、満期償還通貨である代替通貨(GBPまたはAUD)のストライク・レート(ストライク・レート①またはストライク・レート②)を適用して当該通貨に交換のうえ、HSBC プレミア・アカウントの当該通貨建てのマルチカレンシー普通預金口座へ入金します。➢ 普通預金口座に入金後は、普通預金の店頭表示金利が適用されます。➢ 満期償還金については、郵送にて明細をお送りします。
預金保険		当行の預金は預金保険の対象外です。
中途解約について		<ul style="list-style-type: none">➢ キャンセル期間の終了以後は、預金開始日(預入日)前であっても、原則として、本預金の申込みの取消しや中途解約はできません。➢ 当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合、預金開始日(預入日)以降、中途解約日までの期間の本預金の利率はゼロ(0)%となります。また、当行所定の計算式を適用して算出した中途解約金を直ちにお支払いいただくことがあります。この結果、元本を大幅に毀損しての中途解約となる可能性があります。➢ キャンセル期間の終了以降は、預金開始日(預入日)前であっても、本預金のお申込みの取消しは、原則としてできません。当行がやむを得ないものと認めてお申込みの取消しに応じる場合は、中途解約の取扱いとなり、当行所定の計算式を適用して算出した中途解約損害金をお支払いいただくことにより、お客様の受取り金額は申込金額を大幅に下回る可能性があります。➢ キャンセル期間の終了後の申込み取消しまたは中途解約のご依頼があつてから、申込取消手続または中途解約手続が完了するまでには、数営業日を要します。

次頁に続きます

<p>中途解約損害金の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの期間(以下、「残存期間」)に対応する、本預金に内包されたデリバティブ取引の再構築額等を当行所定の計算により算出し、その額を「中途解約損害金」として、本預金の元本から控除する方法(ただし、預金開始日(預入日)前の本預金のお申し込みの取消しの場合は、申込取消手続完了の時点で普通預金口座から自動引落する方法)によりお支払いいただきます。 ➤ したがって、本預金設定時に中途解約損害金の額は確定しません。中途解約時のデリバティブ取引の価値、金利水準、満期までの日数等を主な要素として市場の状況により変動します。 ➤ この中途解約損害金は、当行が合理的と認める市場レートを基準として、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に中途解約時において、条件設定日からの経過期間が短い(残存期間が長い)ほど、本預金の残存期間に対応する代替通貨の市場金利が高くなればなるほど、市場実勢為替レートが円高(代替通貨安)水準になればなるほど、高くなる傾向にあります。 ➤ 市場が全く変動しない場合でも、元本の5-10%程度の中途解約損害金が発生する場合があります(金額、期間等の諸条件により異なります)。 ➤ 中途解約に係る損害金の具体的な金額については、HSBC プレミアセンターまたはリレーションシップ・マネジャーまでお問合わせください。 <p>(中途解約損害金のイメージ)</p> 
<p>税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利子所得は源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%)として課税されます。ただし、源泉分離課税の税率は、日本の居住者であるか否かや税法上の特則などにより上記と異なる場合がありますので、お客様ご自身で税理士等の専門家にご確認下さい。 ➤ お利息はマル優の対象外です。 ➤ 本預金の元本が代替通貨(GBP または AUD)建てで満期償還された場合、満期償還金を日本円(預入通貨)に交換する際の市場実勢為替レートによって、為替差益が生じることとなるときには、雑所得として課税されることがあります。詳しくは、お客様ご自身で税理士等の専門家にご確認ください。
<p>付加できる特約事項</p>	<p>ありません。</p>
<p>当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体</p>	<p>全国銀行協会</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本預金については、HSBC プレミア規約集第5章の適用があります。 ➤ 当行との取引においては、別途の定めがある場合を除き、日本語による諸規定を正文とします。日本語による諸規定の英訳が参考目的で作成される場合に、日本語による記載内容と参考のために作成された英語による記載内容が相違するときには、日本語の記載内容が優先するものとします。 ➤ 本預金のお申込みに際しましては、本書面をよくお読みになり、ご不明な点についてはリレーションシップ・マネジャーにご確認いただき、内容を十分にご理解いただいた上で、お申込みください。